

制裁等に関する特約

第1条 [この特約の適用条件]

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第2条 [この特約が適用される場合の取扱い]

当社は、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、当社が次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。

- ① 国際連合の決議に基づく制裁、禁止、規制または制限
- ② 欧州連合、日本国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁、禁止、規制または制限
- ③ 上記①または②以外の制裁、禁止、規制または制限